

大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

板橋

令和3年3月

第27号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

不燃化特区事業は

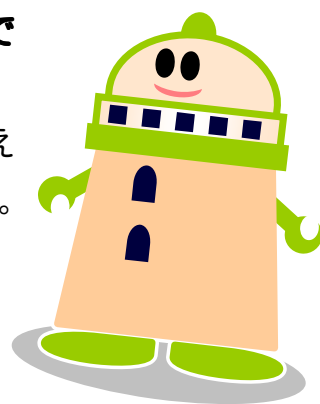
令和7年度末(2026年3月)までの延長が決定！

不燃化特区事業の事業期間は、令和7年度(2026年3月)まで延長されることになりました。

建替え助成の対象は、木造防火造(モルタル塗等)からの建替えです。また、建替えだけでなく、建物の除却のみも対象となります。

建替え後は、一定期間「固定資産税」や「都市計画税」を免除、減免する制度もあります。

建替え等をご検討中の方、ぜひこの機会に不燃化特区事業をご活用ください。



新年度

(4月1日から)

区の組織改正に伴い担当部署が変わります

【現在】都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ



【新年度】まちづくり推進室 まちづくり調整課 不燃化まちづくり係

4月1日以降の「問い合わせ」や「助成金申請」は新たな担当部署まで！

直通の電話番号は変わりません (番号は裏面参照)。

メールアドレス等は、改めてお知らせします。

皆様のご予定・ご意向をお聞かせください

裏面にいくつかの設問を記載しています。

今後、ご案内を差し上げるための重要な資料とさせていただきます。

お寄せいただいた情報は、区からのご案内以外には一切利用することはありません。ご協力をお願いいたします。詳しくは、裏面をご覧ください。

「不燃化特区助成事業についてお伺いします」 ご協力をお願いします。

ご回答に際してのお願い

◆回答方法

同封のパンフレットをご覧ください、別紙の回答書をご記入ください。

◆回答書の提出方法（下記のいずれの方法でご回答ください）

①返信締切日までに、回答書を同封の封筒で返信

②QRコードを読み取りインターネットにて回答

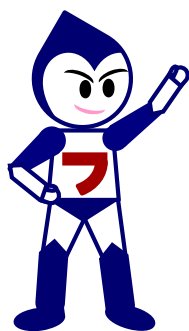


【投函および返信締切日】 令和3年3月10日（水）

不燃化特区事業の延長は5年間限定のため、今後は皆さまのご意向にあわせてご案内となります。建替えのご予定がある、なしに関わらず何卒ご協力をお願いいたします。

建替え助成事業等について

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により不燃化特区事業の建替え相談会の実施が難しい状況にあります。



建替え助成事業に関するご相談やお問い合わせは、電話でも受け付けています。（内容により回答にお時間を頂く場合があります）

建築士や弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を無料で派遣することも可能です。

不燃化特区事業についてのお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

